

2019年10月3日

在学生各位

学長 檀 和夫

喫煙行為について

先般、健康増進法改正に伴い、学内での喫煙禁止と共に禁煙に向けてのサポート体制、取組について説明しました。しかしながら、近隣ホテルより宿泊者以外は利用できない喫煙エリアで、本学学生が喫煙していたと通報がありました。

今後、本学は医療人を養成する大学として【健康増進法】を推し進めるため、喫煙ルールを守れず、下記の迷惑・喫煙行為が発覚した場合は学生懲戒処分として取り扱うことと告知します。

記

【了徳寺大学 喫煙マナー指導要項】

1. 浦安市内の路上喫煙を禁止する(新浦安駅、浦安駅の市指定喫煙所は除く)。
2. 近隣施設内での喫煙を禁止する※。
3. 未成年喫煙者の喫煙行為を黙認した場合は喫煙者及び黙認した学生も懲罰の対象とする

※備考：近隣ホテル側と協力して喫煙行為の抜き打ち監視を実施する。